

自主点検表の記入方法について

- ①当該適正化事業実施機関より通知された巡回指導日までに、下記内容を参考に別添「自主点検表」の該当欄に○を付して下さい。
- ②自主点検表の「いいえ」に○が付され、巡回指導の際に口頭指導された項目については、速やかに改善方をお願い致します。
- ③下記の項目番号2～6については、特別積合せ事業者のみのご記載となります。
- ④下記の項目番号11については、霊柩事業者は対象ではありません。

記

1. 利用運送事業（旧取扱事業）を行っていますか。

貨物自動車利用運送とは、他の事業者の行う実運送を利用する貨物の輸送をいいます。自らの引き受けた運送を他の事業者に下請に出す輸送形態がその典型的な例です。

- 事業計画の変更認可を受けずに貨物自動車利用運送を行っている場合には、事業計画変更認可申請書を運輸支局に提出して下さい。
- 利用運送に係る①営業所の名称及び位置、②業務の範囲（「一般事業」又は「宅配便事業」）、③貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、保管施設の概要、④利用する事業者の概要の①～④のいずれかに変更はないか、確認して下さい。
- 旧貨物運送取扱事業法における第1種利用運送事業に係る事業計画の記載は、改正トラック事業法による事業計画とみなされます。
- 1項目でも実態と届出内容に相違点があれば、事業計画変更認可申請書(事後届出書)を運輸支局に提出して下さい。

2. 特別積合せ貨物運送の営業所、荷扱所に係る名称及び位置に変更はありませんか。

【特積事業者のみ】

特別積合せ貨物運送とは、不特定多数の顧客から集貨した貨物を起点及び終点の営業所又は荷扱所で必要な仕分けを行い、集荷された貨物を定期的に運送するものでいずれの業務も自らが行うものです。一般消費者を対象とした小口貨物の輸送サービスである宅配便は、この典型例です。

- 運輸支局の届出内容と添付されている地図、施設概要と付近の状況を示す書類を照合して、確認して下さい。
- 1項目でも実態と届出内容に相違点があれば、事業計画変更認可申請書(事後届出書)を運輸支局に提出して下さい。

3. 特別積合せ事業者の営業所、荷扱所の積卸施設に変更はありませんか。【特積事業者のみ】

- ターミナルを有し、車両の係留スペース、積卸用施設、方面別仕分け施設、一時保管施設等が整備され、運行系統、運行回数に見合う取扱能力を持っているか確認して下さい。
- 事業者台帳、建築確認申請書や事業計画に記載されている面積等について、届出内容と相違点がないか確認して下さい。
- 1項目でも実態と届出内容に相違点があれば、事業計画変更認可申請書を運輸支局に提出して下さい。

4. 特別積合せの運行系統に配置する運行車の数に変更はありませんか。【特積事業者のみ】

- 運行系統に配置する運行車の数（普通車、小型車、トラクタ、トレーラの別ごとの数）が運輸支局の届出内容の数と相違点がないか、車両台帳等により確認して下さい。
- 届出車両数と実際に配置されている車両数に相違がある場合は、事業計画変更事前届出書を運輸支局に提出して下さい。

5. 運行系統に変更はありませんか。【特積事業者のみ】

- 運輸支局に届出している運行系統及び添付されている運行系統図と、運行車の業務等の記録（運転日報）とを照合し、運行していない運行系統がないか確認して下さい。
- 運行系統以外のルートを運行している運行車はないか、運転日報等で確認して下さい。
- 実態と届出内容に相違点があれば、事業計画変更認可申請書を運輸支局に提出して下さい。

6. 運行系統ごとの運行日、最大最小の運行回数に変更はありませんか。【特積事業者のみ】

- 運輸支局に届出している運行系統毎の運行車の運転日報と運行日程表を照合し確認して下さい。
- 業務等の記録（運転日報）により、運行車は事業場間を定期的に運行しているか、確認して下さい。
- 運行していない運行系統がある等実態と届出内容に相違点があれば、事業計画変更認可申請書を運輸支局に提出して下さい。

7. 自動車に関する表示（車体表示）を使用する自動車に表示していますか。

- 所有する貨物自動車の外側に使用者の氏名、名称（会社名等）又は記号、事業内容（運行、特定、ダンプ表示番号等）が明瞭（目視できる状態）に表示されているか確認して下さい。
- 1台でも表示されていない車両があれば表示するよう改善して下さい。

8. 運賃料金の届出をしていますか。

- 運賃料金設定（変更）届出書を運輸支局に提出しているか、確認して下さい。
- 運賃料金設定（変更）届出書が提出されていない場合は、提出して下さい。
- 平成29年11月以降、新標準貨物自動車運送約款を使用している場合、運賃・料金の変更届出が必要です。

9. 運賃料金表（引越、宅配、霊柩運賃料金に限る。）、運送約款を掲示していますか。

- 営業所内の見易い場所に運賃料金表、運送約款が掲示されているかどうか、確認して下さい。
- 従業員数が20名以上でHP等を保有している事業者は、運賃料金表、運送約款をHP上に掲載されているか、確認して下さい。
- 運賃料金表、運送約款が営業所内に掲示されていない場合は、掲示して下さい。
- カウンター、デスク上に設置されている場合は、早急に見易い場所に掲示して下さい。

10. 許認可及び届出書等の書類を整理保存していますか。

- 各種の許認可及び届出に関する書類が、バラバラに保存することなく書類綴りとして、適切に整理保存されているか、確認して下さい。
- 関係書類の原本が本社等他の営業所に保存されている場合は、その「控」が当該営業所に備え付けてあるか、確認して下さい。
- 関係書類の保存がない場合は、書類を整理し、保存するよう改善して下さい。
- 関係書類がバラバラに保存されている場合は、書類綴りとして適切に整理保存して下さい。

11. 貨物の積載方法（過積載・積付状況等）及び重量等制限は適正ですか。【霊柩事業者は除く】

- 貨物を積載するときは、偏荷重が生じないように、また、運搬中荷崩れ等により貨物が落下しないよう、ロープ掛け、シート掛け等を行うよう指導していますか。
- 運転者に対し貨物の適切な積載方法について、朝礼等で指示、あるいは運転者控室に掲示したり、業務等の記録（運転日報）に記載して指示したり、貨物の積載方法に関する啓発資料を配布する等で指導を行い、その記録がない場合は、運転者教育を行って下さい。
- 特殊車両通行許可の車両を保有する営業所においては、許可を受けた限度以上の荷物を積んで運行していないか、許可書の積載貨物と業務等の記録（運転日報）を照合し重量制限等の違反がないか、確認して下さい。
- 特殊車両通行許可の車両を保有する営業所において、運転者に対し重量等制限を厳守する指導監督を適切に実施されていますか。

12. 整備不良車両、不正改造車両等を使用していませんか。無車検運行の車両はありませんか。

- 整備不良車両又は不正改造車両を使用していないか、確認して下さい。
- 無車検車両を運行させていないか、確認して下さい。
- NOx・PM法不適合車両を特定地域内の営業所に移動して使用していないか、確認して下さい。
- 1台でもタイヤ摩耗等の整備不良又は着色フィルム、違法灯火等の不正改造があった場合は、早急に必要な整備等を行って下さい。
- NOx・PM法不適合車両を特定地域内の営業所において、自社の特定地域外の営業所から配置換えして使用している場合には、正規の配置営業所で使用するよう改善して下さい。

13. 元請事業者は、適正な内容で運送契約を締結し書面交付していますか。

(事業法第12条・第24条関係)【元請トラック事業者のみ】

- 真荷主（自らの事業に関してトラック事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、トラック事業者以外のもの）及び元請事業者は、運送契約を締結し書面にて相互（荷主と元請事業者）に交付しているか、確認して下さい。〈事業法第12条関係〉
- 元請事業者が引き受ける貨物の運送について、他の下請事業者が行うとき、運送契約を締結し書面にて下請事業者へ交付しているか、確認して下さい。〈事業法第24条関係〉
- 運送契約には、運送役務の内容や対価など貨物自動車運送事業法で定める内容が記載されているか、確認して下さい。
- 交付した書面の写しを1年間保存されているか、確認して下さい。

14. 下請事業者が他の下請事業者に依頼する場合、適正な内容で運送契約を締結し書面交付していますか。（事業法第24条関係）

- 下請事業者が引き受ける貨物の運送を、他の下請事業者が行うとき、運送契約を締結し書面にて下請事業者へ交付しているか又は、交付されているか、確認して下さい。
- 運送契約には、運送役務の内容や対価など貨物自動車運送事業法で定める内容が記載されているか、確認して下さい。

15. 元請事業者は、依頼貨物の運送ごと実運送体制管理簿を作成していますか。また、所要の情報を通知していますか。

【元請トラック事業者のみ】

- 元請事業者が引き受けた貨物の運送を他の下請事業者の行う運送を利用したときは、引き受けた貨物の運送ごとに実運送体制管理簿を作成しているか、確認して下さい。
- 実運送体制管理簿には、実運送を行う下請事業者の商号又は名称、実運送を行う貨物の内容・区間など貨物自動車運送事業法で定める内容が記載されているか、確認して下さい。
- 元請事業者が引き受けた貨物の運送を他の下請事業者が行うとき、元請事業者の連絡先や真荷主の名称などの情報を下請事業者に通知しているか、確認して下さい。
- 実際に貨物を運送した実運送事業者の情報を元請事業者は把握しているか。
- 実運送体制管理簿は、実運送事業者から通知があった運送完了日から1年間保存されているか、確認して下さい。

16. 下請事業者が他の下請事業者に依頼する場合など、所要の情報を通知していますか。

- 下請事業者が引き受ける貨物の運送について他の下請事業者が行うとき、元請事業者の連絡先や真荷主の名称などの情報を次の下請事業者に通知しているか、確認して下さい。
- 実際に貨物を運送した実運送事業者は、実運送事業者の名称や商号、運送区間、貨物の内容などを元請事業者へ通知しているか、確認して下さい。

17. 賃金体系が適正であり、賃金規則に基づき適正に支払われているか。

- 賃金体系が、就業規則、賃金規則に規定され、労働時間に対応して支払われているか、確認して下さい。
- 歩合給制度が採用されている場合は、労働時間に応じ固定的給与と併せて通常賃金の60%以上の賃金が保障されているか、確認して下さい。なお、歩合給制度で固定的給与と併せて通常賃金の60%以上が保障されていない場合は、賃金体系の適正化を図って下さい。
- オール歩合給、累進歩合給等、または過積載運行、過労運転等を過度に奨励するような歩合給制度が、採用されていないか、確認して下さい。
- 賃金台帳には、氏名、性別、賃金計算期間、労働日数、労働時間数等賃金計算の基礎事項及び賃金の額等が記載されているか、確認して下さい。
- 賃金台帳が最後に記入した日から3年間保存されているか、確認して下さい。
- 賃金台帳等が本社管理で営業所では確認できない場合は、本社から写し等を取り寄せて、確認して下さい。
- 賃金台帳を備え付けていなければ、早急に整備して下さい。